

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループでは、コーポレートガバナンスに関する考え方を整理したものととして「三機工業コーポレートガバナンス・ガイドライン（以下、「当社ガイドライン」といいます。）」を策定しています。ここで、コーポレートガバナンスを次のように定義しています。

「当社グループにおいてコーポレートガバナンスとは、取締役会が最高経営責任者を監督するシステムを備えてその機能を強め、ステークホルダー（株主・投資家、お客さま、お取引先および当社グループ従業員等）と対話しつつ、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うことによって、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現させるための仕組みおよび取り組みをいう。（当社ガイドライン第2条）」

当社ガイドラインは、本報告書の「その他」の2. コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項に一括して記載しておりますので、ご参照ください。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

原則2-6 アセットオーナーとしての機能発揮

当社は、規約型確定給付企業年金制度を採用しています。年金資産の管理・運用に関する業務は専門機関に委託していますが、「年金資産の運用基本方針」および「政策アセットミックス」に基づく年金資産の運用管理状況につき、運用受託機関の評価をはじめとするモニタリングをすべく資産管理委員会を設置する等管理体制を構築しました。現在、この資産運用管理体制の強化等を図るため、資産管理委員会の構成メンバーの専門性等を吟味し、機能発揮を適切におこなうことができるよう体制を整えているところです。

原則4-1③ 最高経営責任者の後継者計画

当社は、急激に変化する社会・経済情勢に応じ、その時点で最適な人材を最高経営責任者として登用すべきと考えています。したがって当社では、あらかじめ候補者を特定して育成するというのではなく、社会・経済情勢を見極めつつ、その時々にも最もふさわしい候補者を対象に、社外取締役を中心とした任意の人事報酬諮問委員会が審議し、取締役会が最高経営責任者を決定することとしています。

原則4-11 取締役会の多様性

当社は取締役会の多様性を重視しており、知識・経験・年齢・国籍・ジェンダー等にかかわらず、多様な人材によって取締役会が構成されるべきであると考えています。今後は、当社事業のグローバル化の状況、社内での管理職の状況などを考慮し、適切な時期に多様化を図る方針です。

原則5-2 資本コスト

当社は現在、資本コストや資本政策に関わる内容を開示しておりません。今後検討する予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

原則1-4 政策保有株式および議決権行使に関する基本方針

当社は、長期にわたる円滑な取引関係の維持・強化等を通じて、当社の中長期的な企業価値を向上させることを目的に、上場会社の株式を保有します。この政策保有株式について、取締役会で毎年定期的に保有の目的および経済合理性について検証します。この検証結果を総合的に勘案して売却を検討します。

政策保有株式の議決権を行使する際は、議案ごとに精査し決定します。
（当社ガイドライン第10条）

原則1-7 関連当事者間取引の手続き

取締役会規程において、取締役が競業取引・自己取引・利益相反する間接取引を行う場合は取締役会の承認を要すること、および取引終了後も重要な事実を取締役に報告する旨規定しています。（当社ガイドライン第9条③、第18条④に一部記載）

原則3-1 情報開示の充実

(i) 経営理念および経営計画

当社グループの目指すところ、社会における存在意義および当社グループ役員・従業員が共有すべき価値を示すものとして、次のとおり経営理念を定めています。

<三機工業グループ経営理念>

エンジニアリングを通じて快適環境を創造し、広く社会の発展に貢献する

・技術と英知を磨き、顧客満足の向上に努める

・コミュニケーションを重視し、相互に尊重する

・社会の一員であることを意識し、行動する

なお、中期経営計画は金融商品取引所の規則に基づく適時開示およびホームページで開示しています。

https://www.sanki.co.jp/ir/policy/doc/index_20160401_01.pdf

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方および資本構成、企業属性その他の基本情報」の1. 基本的な考え方に記載の

とおりです。

(iii) 取締役および監査役の報酬を決定するにあたっての方針と手続き

取締役および監査役の報酬は、株主総会で決議された限度額の範囲内で、固定報酬、賞与およびストックオプションの3要素により、株主の長期的利益に連動し、企業価値最大化への意欲を高めるものとなるよう、取締役・監査役別に、毎年、以下の各要素のバランスを考慮して決定しています。

- | | |
|---------------|--------------------|
| 1. 固定報酬 | 役位・担当範囲別 |
| 2. 賞与 | 期間業績連動部分 |
| 3. スtockオプション | 長期インセンティブとして役位別に付与 |
- 取締役・監査役別の各要素の内容と手続きは以下のとおりです。

	固定報酬	賞与	ストックオプション	手続き
常勤取締役	○	○	○業務執行取締役のみ	人事報酬諮問委員会の審議を経て取締役会で決定
社外取締役	○	—	—	人事報酬諮問委員会の審議を経て取締役会で決定
常勤監査役	○	○	—	監査役の協議により決定
社外監査役	○	—	—	監査役の協議により決定

(注)「○」は要素あり、「—」は要素なしを示す。

(当社ガイドライン第31条)

(iv) 取締役・監査役の指名方針と手続き

取締役の役割と候補者指名方針

取締役は、株主の負託を受け、効率的かつ実効的なコーポレートガバナンスを実現し、会社の重要な意思決定を行うとともに職務執行に対する監督を行うことにより、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の実現に努めることがその役割であると考えています。

取締役会は、豊富な実務経験と知識、高い識見と倫理観を有し、上記の取締役の役割を果たすことが見込まれる人物を取締役候補者として指名します。

なお、社外取締役候補者については、これに加え、独立・客観的な立場からの助言が期待できる人物を指名します。

(当社ガイドライン第18条、第20条)

監査役の役割と候補者指名方針

監査役は、取締役会と協働して監督機能の一翼を担い、株主の負託を受けた独任制の機関として、取締役の職務の執行を監査することにより、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現し、社会的信頼に応える良質なコーポレートガバナンス体制の確立に努めることがその役割であると考えています。

取締役会は、事前に監査役会の同意を得たうえで、高い識見と倫理観を有し、上記の監査役の役割を果たすことが見込まれる人物を監査役候補者として指名します。

なお、監査役のうち1名は財務・会計に関する適切な知見を有する者を候補者として指名するよう努めています。(当社ガイドライン第21条、第22条)

取締役および監査役候補者の指名手続き

取締役候補者の指名にあたっては、取締役会の諮問機関である人事報酬諮問委員会の審議を経て、人事報酬諮問委員会が取締役会に審議の結果を上程し、監査役候補者の指名にあたっては、事前に監査役会の同意を得たうえで、取締役会が取締役および監査役候補者に関する株主総会議案を決定しています。

取締役の解任提案にあたっては、人事報酬諮問委員会の検討を経て取締役会が審議します。(当社ガイドライン第21条、第22条、第24条、第25条)

(v) 取締役および監査役個々の指名理由

取締役および監査役個々の指名理由については、株主総会招集通知に記載しております。

また、社外取締役および社外監査役の指名理由については、本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」のうち、「[取締役関係] 会社との関係 (2) および [監査役関係] 会社との関係 (2)」にも記載しております。

(当社ガイドライン第23条)

補充原則4-1① 取締役会決議事項および経営陣への委任の範囲

取締役会付議基準により、法定事項および重要な意思決定を行う事項を定めています。また、取締役会の定める経営の基本方針に基づき、業務執行に関する基本的かつ重要な事項の意思決定機関として経営会議を設置しています。

<取締役会決議事項の概要>

- ・経営の基本方針に関する事項
- ・株主総会に関する事項
- ・役員に関する事項
- ・会社の重要な組織、人事に関する事項
- ・決算に関する事項
- ・財務・経理に関する事項
- ・株式に関する事項
- ・その他重要な業務執行に関する事項

<経営会議付議事項の概要>

- ・取締役会において決定した事項の執行方針
- ・業務執行に関する重要事項

原則4-9 社外役員の独立性基準

当社において、社外取締役または社外監査役が独立性を有すると判断するためには、株主総会に提出する選任議案を決定する時点において、以下の各号のいずれにも該当しないこととしています。

- 1) 当社を主要な取引先 (注1) とする者またはその者が法人等 (注2) である場合にはその業務執行者 (注3)
- 2) 当社の主要な取引先 (注1)、主要な借入先 (注4) またはその者が法人等 (注2) である場合にはその業務執行者 (注3)

- 3) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(注5)を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家
 4) 最近(注6)において上記1号～上記3号のいずれかに該当していた者
 5) 次の(イ)～(ニ)までのいずれかに該当する者の二親等以内の親族(ただし、離婚、離縁等などによって親族関係が解消されている者を除く)
 (イ) 上記1号～上記4号までに掲げる者
 (ロ) 当社の子会社の業務執行者(注3)
 (ハ) 当社の子会社の非業務執行取締役(社外監査役を独立役員に指定する場合)
 (ニ) 最近(注6)において上記(ロ)、(ハ)または当社の業務執行者(注3)に該当していた者
 6) 最近(注6)において、当社の主要株主のうち、保有割合が3年以上連続して10%以上の株主またはその者が法人等(注2)である場合にはその業務執行者(注3)

(注1)「主要な取引先」とは、原則として当社の年間連結売上高の3%以上を3年以上連続している場合をいう
 (注2)「法人等」とは、法人および組合等法人以外の団体をいう
 (注3)「業務執行者」とは、業務執行取締役および従業員のうち部門長(本部長、事業部長、支店長)クラスの管理職ならびにこれと同等程度に重要な地位にある者をいう
 (注4)「主要な借入先」とは、原則として各事業年度末時点における借入残高が同時点における当社の連結総資産の2%以上である状態が3年以上連続している場合をいう
 (注5)「多額の金銭その他の財産」とは、金額に換算して年間1千万円以上をいう
 (注6)「最近」とは、株主総会に提出する選任議案を決定する時点から起算して5年前までをいう

補充原則4-11② 社外役員の兼務状況

本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」のうち、「取締役関係」会社との関係(2)および「監査役関係」会社との関係(2)に記載のとおりです。

補充原則4-11③ 取締役会の実効性評価

1) 評価方針・プロセス

当社は、年1回、取締役会における議案審議プロセスの検証や改善点の抽出を自ら行う機会を設け、取締役会全体の実効性の分析・評価を行い、今後の取締役会の運営等の改善に活用することとしています。

また、取締役会の実効性評価の機会をコーポレートガバナンスの一層の向上の機会ととらえ、実効性評価にとどまらずガバナンス全般の実効性向上に向けた取り組みを進めています。2017年度の取り組み内容は次のとおりです。

- (1) 取締役会自身の自己評価
- (2) 今後取締役会で検討すべきテーマの優先度調査
- (3) コーポレートガバナンス全体に関する意見調査
- (4) 十分な時間を確保した意見交換の場の設定

2) 自己評価項目

主に、取締役会の活性化の観点から、以下の各評価を実施しました。

- (1) 経営会議意見が十分に紹介されたか
- (2) 事前説明は十分であったか
- (3) リスク情報の提供は適切だったか
- (4) 資料送付は会日に十分に先立っていたか
- (5) 審議項目数は適切であったか
- (6) 資料提供は十分だったか
- (7) 自身の意見を十分表明できたか
- (8) 新設した「協議」規定は有効に使われたか

3) 自己評価結果の概要

自己評価の結果は次のとおりです。

- (1) 取締役会は実効的に運営されている
- (2) さらに活性化に向け、経営会議の経過やリスク等、情報提供の充実が望まれる

補充原則4-14② 取締役・監査役に対するトレーニング方針

取締役および監査役を対象に、就任時には当社の歴史、業績、将来の事業構想および法律・財務・会計等の情報提供を行っています。また就任後は、経営の監督・監査に関するトレーニング機会および知識入手機会の定期的な提供に努めています。(当社ガイドライン第30条)

原則5-1 株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針

経営企画室および経理本部を株主との対話を行う際の窓口とし、対話を行う役員・部署との調整を行っています。機関投資家向けに開催している決算説明会や特に要請のある株主との対話では経営トップも同席していますが、対話の実施にあたっては株主構造の把握や、インサイダー情報の管理に留意しています。

今後ともホームページ等による情報開示や、対話で得られた株主の意見・要望等について取締役会で情報共有を進めるとともに、個人投資家向け説明会への参画も検討していきます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
明治安田生命保険相互会社	5,700,000	9.41
三井生命保険株式会社	4,864,000	8.03
日本生命保険相互会社	3,607,000	5.95
三機共栄会	2,642,000	4.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,248,000	3.71

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,131,000	3.52
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 510311	1,554,000	2.57
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 510312	1,541,000	2.55
ジェービー モルガン チェース バンク 380684	1,513,000	2.50
ディエフエイ インターナショナル スモール キャップ バリュース ポートフォリオ	1,338,000	2.21

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

親会社および上場子会社はございません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	16 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長 (社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山本 幸央	他の会社の出身者								△			
額賀 信	他の会社の出身者											
柏倉 和彦	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びiのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山本 幸央	○	同氏は、三井生命保険株式会社の顧問を兼職しておりましたが、2017年3月31日付で退任しております。 なお、当社は同社と建築設備工事請負契約および生命保険契約等の取引を行っておりますが、取引の規模、性質に照らして株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	同氏は、企業経営経験者としての高い見識と豊富な経験を有しており、客観的かつ大局的な視点から当社の経営を監督していただくため社外取締役に選任しております。 なお、左記のとおり当社は三井生命保険株式会社と取引関係がございますが、同氏および同社は当社主要取引先・主要株主に該当しませんので、十分な独立性が確保されており、社外取締役として適任と考えております。 また、同氏は独立役員の要件を充たし、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、独立役員として適任と考えております。 なお、同氏の独立役員指定にあたっては、取締役会の決議を経て決定しております。

額賀 信	○	----	同氏は、企業経営経験者としての高い見識と豊富な経験を有しており、客観的かつ大局的な視点から当社の経営を監督していただくため社外取締役を選任しております。 また、同氏は独立役員の要件を充たし、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、独立役員として適任と考えております。 なお、同氏の独立役員指定にあたっては、取締役会の決議を経て決定しております
柏倉 和彦	○	----	同氏は、企業経営経験者としての高い見識と豊富な経験を有しており、客観的かつ大局的な視点から当社の経営を監督していただくため社外取締役に選任しております。 同氏は、2008年4月まで当社の取引先である株式会社三井住友銀行の執行役員でありましたが、退任後10年以上が経過しておりますので、取引先の出身者には該当しません。 以上の事実から、十分な独立性が確保されており、社外取締役として適任と考えております。 また、同氏は独立役員の要件を充たし、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、独立役員として適任と考えております。 なお、同氏の独立役員指定にあたっては、取締役会の決議を経て決定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	人事報酬諮問委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	人事報酬諮問委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役

補足説明

—

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人とは、定期的および必要に応じて適宜会合を開き、情報交換等の連携を図っております。

監査役と内部監査部門である内部監査部は緊密な連携を保ち、監査役は、内部監査部に対し特定事項の調査を依頼することができ、また、内部監査部は、監査役に対し内部監査の結果につき報告するものと定めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
井口 武雄	他の会社の出身者										△			
則定 衛	弁護士													
藤田 昇三	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井口 武雄		同氏は、三井住友海上火災保険株式会社の名誉顧問を兼職しており、当社は同社と建築設備工事請負契約および損害保険契約等の取引を行っておりますが、取引の規模、性質に照らして株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	同氏は、企業経営経験者としての高い見識と豊富な経験を有しており、客観的かつ大局的な視点から当社の経営を監査していただくため社外監査役に選任しております。 なお、左記のとおり当社は三井住友海上火災保険株式会社と取引関係がございますが、同氏および同社は当社主要取引先・主要株主に該当しませんので、十分な独立性が確保されており、社外監査役として適任と考えております。
則定 衛	○	同氏は、京橋中央法律事務所を主宰しておりますが、当社と同事務所との間には特別の関係はありません。	同氏は、弁護士としての専門的知識・経験に基づき、当社の経営を監査していただくため社外監査役に選任しております。 また、同氏は独立役員の要件を充たし、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、独立役員として適任と考えております。 なお、同氏の独立役員指定にあたっては、取締役会の決議を経て決定しております。
藤田 昇三	○	――	同氏は、弁護士としての専門的知識・経験に基づき、当社の経営を監査していただくため社外監査役に選任しております。 また、同氏は独立役員の要件を充たし、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、独立役員として適任と考えております。 なお、同氏の独立役員指定にあたっては、取締役会の決議を経て決定しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数

5 名

その他独立役員に関する事項

本報告書の「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」のうち、「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」原則4－9記載のとおりです。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社取締役（社外取締役を除く）の報酬について、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有することで、中長期的な業績向上と、企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、株式報酬型ストックオプションを導入しました。詳細は、本報告書の「1コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」のうち、「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」原則3-1 (iii) 記載のとおりです。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、その他

該当項目に関する補足説明

取締役（社外取締役を除く）に加え、当社の執行役員に対しても、取締役と同内容の株式報酬型ストックオプションを導入いたしました。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

＜第94期事業報告、第94期有価証券報告書＞

当期の取締役および監査役の報酬等の額は、下記のとおりであります。

・取締役 11名 448,920千円（うち社外取締役3名 32,400千円）

・監査役 4名 89,200千円（うち社外監査役2名 21,600千円）

詳細は、本報告書の「1コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」のうち、「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」原則3-1 (iii) 記載のとおりです。

（注）

1.取締役及び監査役の支払人員には、2017年6月27日開催の第93回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名が含まれております。

2.報酬等の額には、役員賞与引当金繰入額として取締役分89,000千円及び監査役分15,600千円がそれぞれ含まれております。

3.報酬等の額には、2017年6月27日開催の取締役会決議により、株式報酬型ストックオプションとして取締役6名に付与した新株予約権23,720千円が含まれております。

4.株主総会の決議による取締役の報酬限度額は年額650百万円であります。

（平成30年6月27日開催の第94回定時株主総会決議）

5.株主総会の決議による監査役の報酬限度額は年額120百万円であります。

（平成30年6月27日開催の第94回定時株主総会決議）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の報酬の額又はその算定方法につきましては、本報告書の「1コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」のうち、「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」原則3-1 (iii) 記載のとおりです。なお、当社の役員退職慰労金制度は2012年3月31日付をもって廃止しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役・社外監査役に対する情報伝達としては、原則として取締役会・監査役会の開催前に議案とともに説明資料を送付しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は監査役会設置会社を選択しています。また、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を明確にするため、執行役員制度を採用し、意思決定・監督機能を取締役会及びその構成員である各取締役が担い、業務執行機能を執行役員が担っています。

○取締役・取締役会

取締役会は、取締役12名（うち社外取締役3名）で構成し、法令・定款および「取締役会規程」その他社内規則に従い、重要な意思決定を行うとともに取締役の職務執行を監督しています。議長は非業務執行取締役としています。社外取締役は、取締役会において自身の経験・識見に基づき、独立した立場から意見を述べています。

○監査役・監査役会

監査役会は、監査役5名（うち社外監査役3名）で構成し、「監査役会規程」「監査役監査基準」に従い、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や業務および財産の状況の調査を通じて、取締役の職務執行を監査しています。

○内部監査部門

内部監査部門として内部監査部を設置し、毎年度の監査計画に基づき社内における業務活動の法令遵守・会計・リスク管理等の状況を監査し、是正指導を行っています。監査結果は社長および監査役に報告されます。

○会計監査人

会計監査人としてEY新日本有限責任監査法人を選任しており、法令に基づく適正な会計監査が行われています。会計監査業務を執行した公認会計士は、中村和臣、嵯峨貴弘（以上、公認会計士法第34条の10の5に定める指定有限責任社員）の2名です。継続監査年数については2名ともに7年以内であるため記載を省略しています。

なお、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士14名、会計士試験合格者等6名、その他11名です。当社は公認会計士による監査の実施において、内部統制部門による正しい経営情報の提供などにより、公正普遍的立場から監査が実施される環境を整備しています。

○人事報酬諮問委員会

法定外の任意の委員会として人事報酬諮問委員会を設置し、取締役会の諮問に応じて役員候補者や報酬水準等の人事案件について審議し、取締役会に答申しています。社外取締役を委員長とし、委員も過半数を社外取締役で構成しています。

その他、執行役員の業務執行に資するため、業務執行に係る委員会を設置し、取締役会において意思決定された業務を的確かつ迅速に執行しています。主な委員会とその目的は次のとおりです。

○経営会議

取締役会の定める経営の基本方針に基づき業務執行に関する基本的かつ重要な事項の意思決定機関として経営全般の立場から審議決定することを目的に、定期的に開催しています。

○執行役員会

社長および部門担当執行役員からの方針伝達・執行役員からの業務状況報告および経営計画達成に向けた施策を議論することを目的に、原則として3カ月に1回以上開催しています。

○企業倫理委員会

グループ役員・従業員に対する行動基準の制定や内部通報制度のモニタリング等、企業倫理全般に関する事項全般を統括することを目的に、原則として年2回開催しています。

○内部統制財務委員会

財務報告の信頼性に影響を与える可能性のある重要なリスクの評価および対応を協議することを目的に、原則として年4回開催しています。

○リスク管理委員会

グループ全体の正常な事業運営を阻むリスクを統合的に把握し、リスクの顕在化を未然に防止するとともに、顕在化した場合の損失を極小化することを目的に、原則として年4回開催しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

<現状の体制を採用している理由>

当社は、経営効率の向上と意思決定の迅速化をはかるため、経営機能を意思決定・監督機能を担う取締役会と業務執行機能を担う執行役員とに分離する執行役員制度を採用しております。その上で、社外取締役、監査役会（社外監査役を含む）、内部監査部、会計監査人により、取締役会の意思決定および執行役員による業務執行を多層的に監視・牽制することで、業務の適法性・適正性を確保する体制としております。

<社外取締役に関する事項>

社外取締役は、取締役会における議決権の行使を通じて取締役会の意思決定に直接的に関与することで、上記監視・牽制機能を発揮する役割を担っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2018年は6月7日に発送いたしました(株主総会開催日の20日前)。
集中日を回避した株主総会の設定	2015年12月18日付で制定した三機工業コーポレートガバナンス・ガイドライン第6条に基づき、株主総会開催日程に配慮しております。2018年の第94回定時株主総会は、6月27日に開催し、集中日(6月28日)を回避しました。
その他	当社ホームページおよび当社株式上場取引所ホームページにおいて当社招集通知を発送前開示しております。2018年は、6月1日に当社ホームページで、6月1日に当社株式上場取引所ホームページでそれぞれ開示いたしました(招集通知発送日は6月7日)。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにおいて「ディスクロージャーポリシー」を公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(5月、11月)および必要に応じて、経営トップによる決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上で決算短信(四半期決算短信を含む)、決算説明資料(決算概要)、有価証券報告書および株主通信を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	本報告書の「1コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報のうち、[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示] 10. 株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針(原則5-1)」記載のとおりです。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	2002年12月1日付で制定した三機工業行動規範・行動指針(2012年5月1日付で三機工業グループ行動規範・行動指針に改正)及び2015年12月18日付で制定した三機工業コーポレートガバナンス・ガイドラインに、ステークホルダーとのコミュニケーションを大事にし、その立場を尊重する趣旨を盛り込んでおります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、その事業内容として環境保全のための新技術を研究開発・導入しております。また、事業活動において廃棄物処理法等の環境関連法規の遵守を徹底しております。2006年度は、ISO14001の認証を全社に拡張しました。CSR活動につきましては、2006年4月1日付でCSR推進本部を設置し、CSR活動の強化を図っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社の経営状況、事業活動等の企業情報については、行動指針においてステークホルダーに対する適時・適切な開示を定めており、当社ホームページや統合報告書「SANKI REPORT」等を通じて積極的にご提供しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

＜内部統制システムに関する基本的な考え方＞

当社は、顧客、取引先、株主・投資家、役職員、社会等様々なステークホルダーとの末長い良好な関係の維持が経営戦略上の最重要課題と認識しており、コンプライアンスの徹底が不可欠と考えております。

＜内部統制システムに関する整備状況＞

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する基本方針（内部統制システム基本方針）を定めており、その内容は以下のとおりであります。

1) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 企業倫理規程に基づき、社長執行役員を委員長とする企業倫理委員会を中心に、三機工業グループコンプライアンス宣言、三機工業グループ行動規範・行動指針及び三機工業グループ行動基準等の浸透を図り、コンプライアンス推進活動を実施する。

(2) 法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の浸透を図る。

(3) 内部監査部門等により、遵法の指導、モニタリングを実施し、コンプライアンスを強化する。

(4) 通報窓口を活用し、社内の自浄作用を働かせ、不祥事の未然防止を図る。

(5) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度でこれを排除する。

(6) 万一コンプライアンスに反した事態が発生した場合は、就業規程等により厳正に対処する。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令の定め及び社内規則（文書保管・保存規則、情報セキュリティリスク管理規則等）に則り、適切な保存・管理を行い、その状況を確認する。

3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 経営リスク（コンプライアンス、情報セキュリティ、品質、損益、環境、災害などに係るリスク）については、リスク管理委員会を設置し、全社のリスクを一元的に管理する。リスク管理委員会のもとに分科会を設け、特定のリスクについて評価、コントロールを行う。

(2) 新たに生じたリスクへの対応のために必要な場合、社長執行役員は速やかに対応部署及び責任執行役員を定める。重要な経営判断を要する事項については、その重要度に応じて経営会議、取締役会において判断する。

(3) 財務報告に係る内部統制規程、経理規程等に則り、財務報告の適正性を確保する。

4) 取締役及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 執行役員制度、組織規程・職務分掌規程等の社内規則の整備、経営会議、執行役員会等での審議・報告により経営効率の向上、意思決定の迅速化を図る。

(2) 子会社に対し当社の職務分掌、指揮命令系統及び意思決定その他の組織に関する基準に準拠した体制を構築させる。

5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制及び子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

(1) 子会社の重要な組織・経理・業務・財務状況等に関しては、子会社管理規則に則り、それぞれの子会社の担当執行役員及び担当部署への速やかな報告、承認を通じて管理する。

(2) 内部監査部門による定期的な監査により実施状況を確認する。

6) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、必要があるときは、取締役に対して監査役スタッフの派遣を求めることができる。また、監査役スタッフは、監査役の指揮命令に従わなければならない。

(2) 監査役スタッフの人事異動に際しては、人事担当執行役員は、事前に監査役の同意を得るものとする。

(3) 監査役は、取締役会、経営会議、企業倫理委員会、執行役員会その他重要な会議に出席する。

(4) 監査役は、役員・従業員から報告・重要な書類の提示を受け、また、内部監査部門から内部監査の報告を受ける。

(5) 子会社の取締役・監査役及び従業員（以下「子会社の役職員」という。）は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

(6) 子会社の役職員及びこれらの者から報告を受けた者は、監査役に報告する必要があると判断した事項について、直接又は間接的に監査役に報告することができる。

(7) 監査役に報告を行った当社グループの取締役及び従業員は、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けることはない。

(8) 監査役が、その職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をした場合は、速やかに当該費用の支払いを行う。

(9) 監査役は、内部監査部門及び会計監査人と随時協議し、必要な場合は内部監査部門に対して特定事項の調査を依頼することができる。

(10) 監査役は、当社グループの取締役及び従業員に対して業務執行に関する必要な事項の調査・説明を求めることができる。調査・説明を求められた当社グループの取締役及び従業員は、速やかに適切な調査・説明を行わなければならない。

(11) 社長執行役員は、監査役と定期的に意見交換を行う。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

1) 法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループの全役員・従業員が守るべき行動規範として、三機工業グループコンプライアンス宣言、三機工業グループ行動規範・行動指針及び三機工業グループ行動基準等を制定しております。また、企業倫理委員会が中心となり、当社グループの全員が高い倫理観を持って責任ある行動をとるように、企業倫理研修等を実施しております。

内部通報制度といたしましては、企業倫理全般に関する通報窓口に加え、経営陣から独立した立場にある常勤監査役への通報窓口を設けております。

さらに、女性の活躍をバックアップし、働きやすい職場環境づくりを目指して、女性向け相談窓口を開設・運用しております。

2) 情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会、取締役会などの議事録を法令の定め及び社内規則に則り、適切に保存・管理を行い、その状況を内部監査部が確認しております。

3) 損失の危険の管理に関する体制

当社は、リスク管理委員会が中心となり、当社グループ内の想定されるリスクを抽出し、未然防止策と対応策を決定しております。リスク管理委

員会では経営全般のリスクをはじめとして、自然災害、情報セキュリティ、海外子会社等のリスクについて、リスク対策の有効性を検証しております。

リスク管理委員会での審議結果は、定期的に取り締役会へ報告しております。

大規模災害への対策では、従来から行ってまいりましたシミュレーション訓練に加えて、具体的な被災状況を想定した、より実践的なBCP訓練を実施しました。

情報セキュリティ対策といたしましては、当社グループの全員は、毎年定期的に、ガイドラインに準拠した情報セキュリティに関する研修を通じてリスク管理意識の浸透に努め、実践的なセキュリティ対策の模擬訓練を実施しています。

さらに、海外子会社におけるリスク対策といたしましては、海外グループ会社からのリスク報告を検証しております。

経営全般のリスク管理の浸透状況は、内部監査部が定例内部監査を通じて確認しております。

4) 効率的な職務執行を確保するための体制

当社は、取締役会を開催し、法令や定款に定める事項や業務執行に関する事項の決定のほか、業務執行が適切に行われていることを監督しております。経営会議では、付議及び報告の基準に則って、職務の執行が効率的に行える体制としております。

また、社外役員を構成員とする社外役員連絡会では、必要な情報の交換と認識の共有を行い、経営の監督機能を強化しております。

5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、組織規程及び職務分掌規程等に当社の機構、職務分掌、職制及び職務権限の大綱を規定し、業務の組織的運営を行っております。

当社グループ各社におきましても、重要な事項は取締役会で決議を行い、業務の適正を確保する体制としております。

また、エンジニアリングをつうじて快適環境を創造し広く社会の発展に貢献する、という「三機工業グループ経営理念」において、当社グループの目指すべきところや社会における存在意義を示し、当社グループ全役員・従業員が経営理念の価値観を共有しております。当社グループの長期ビジョン“Century2025”のPhase1の目標である「質を高める3年間」の3年目の当期は、「三機テクノセンター」の構築をはじめとして、技術力の伝承、次世代技術開発などを重要課題と捉えて、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を着実に実行しております。

6) 監査役の実効的な監査を確保するための体制

当社監査役は、代表取締役、会計監査人及び内部監査部との間でそれぞれ定期的に意見交換の場を持つほか、常勤監査役は、経営会議、長期計画委員会、総合予算会議、リスク管理委員会、執行役員会などの重要な会議に出席し、内部統制システムの運用状況の確認を行っております。

また、常勤監査役は、内部監査部門と定期的に情報交換・意見交換を行って、監査の実効性の向上を図っております。

さらに、当社グループ各社の社長及び監査役と定期的に意見交換を行って、当社グループ全体の内部統制に関する状況の把握を行っております。

会計監査人とは、必要な都度、情報交換を行い、監査の独立性と適正性を監視しつつ、監査計画及び監査結果の報告を受けるなど連携をとりながら監査の実効性の向上を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

<反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方>

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度でこれを排除することを基本方針としております。

<反社会的勢力排除に向けた体制の整備状況>

1. 三機工業グループ行動規範・行動指針に反社会的勢力への対応方針を記載するとともに、研修によりこれを社内に周知徹底しております。

2. 反社会的勢力に関する情報収集に努め、外部専門機関と連携をとりながら、反社会的勢力との関係の遮断、排除に努めております。

3. 反社会的勢力からの接触には、総務人事本部を対応統括部署とし、各事業所における不当要求防止担当部署と緊密に連携をとりながら毅然とした態度で対応しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

1. CSR推進本部を中心として、コーポレート・ガバナンス体制の一層実効性のある監査・検証を継続して行っておりまいます。
2. 当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりであります。
 - 1) 会社における重要事項につきましては、詳細な基準を設けた社内規程により毎週開催される社長執行役員が指名する取締役および執行役員により構成された経営会議および毎月1回以上開催される取締役会に対して付議、報告義務を課しております。
 - 2) 重要な会社情報については、金融商品取引法および証券取引所が適時開示を要請する情報について対象とする「内部者取引防止規則」に基づき適切に把握・管理し、適時・適切に開示しております。
 - 3) 監査役および会計監査人である新日本有限責任監査法人から、定期的な監査に加えて助言・指導を受けております。
 - 4) 内部監査部による内部監査を定期または臨時に行い、内部管理体制の適切性・有効性等を検証するとともに、必要に応じて問題点の改善・是正に関する提言を受けております。また、その結果は社長執行役員、担当執行役員および監査役にも報告されております。
3. 当社グループのコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を示す「三機工業コーポレートガバナンス・ガイドライン」については以下のとおりであります。

三機工業コーポレートガバナンス・ガイドライン

制定 2015年12月18日

改正 2018年12月 1日

第1章 総 則

(目的)

第1条 三機工業コーポレートガバナンス・ガイドライン(以下、「本ガイドライン」という。)は、三機工業株式会社(以下、「当社」という。)および三機工業グループ(以下、「当社グループ」という。)が、当社グループの経営理念に基づき、当社グループにおけるコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を示すものである。

(定義)

第2条 当社グループにおいてコーポレートガバナンスとは、取締役会が最高経営責任者を監督するシステムを備えてその機能を強め、ステークホルダー(株主・投資家、お客さま、お取引先および当社グループ従業員等)と対話しつつ、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うことによって、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現させるための仕組みおよび取り組みをいう。

(会社の意思決定に関する組織体制)

第3条 当社は、機関設計として独任制・常勤制の監査役を有する監査役会設置会社を採用し、監査役・監査役会が取締役の職務の執行を監査するとともに会計監査人が計算書類等を監査しつつ、取締役会が重要な意思決定を行う。

(実践の態度)

第4条 当社グループは、コーポレートガバナンスを実践するにあたっては、企業の社会的責任の重さを自覚し、ステークホルダーとの積極的なコミュニケーションや建設的な対話を誠意に行うことにより、継続的な信頼関係の構築に努める。

(改廃)

第5条 本ガイドラインの改廃は取締役会の決議を要する。

第2章 株主の権利・平等性の確保

(株主総会)

第6条 当社は、株主総会に際し、株主がその権利を適切に行使できるよう、以下の環境整備に努める。

1. 株主総会招集通知の早期発送と当社ホームページ等での早期開示により、株主が株主総会議案を十分に検討できる期間を保証する。
2. 株主総会決議の反対票について必要に応じて原因分析を行う。
3. 株主総会から取締役会が重要な意思決定の委任を受ける場合はコーポレートガバナンス体制を検証する。
4. 信託銀行名義の株主から議決権行使等の要請があった場合には適切に対応する。
5. 株主総会開催日程に配慮する。
6. 株主総会に出席しない株主を含む全ての株主が適切に議決権を行使できるよう議決権電子行使プラットフォームを含むインターネットによる議決権行使などの環境整備や招集通知の英訳を行う。

(株主の平等性の確保)

第7条 当社は、いずれの株主もその保有株式の数に応じて平等に扱う。特に、情報開示にあたっては株主間で情報格差が生じないように努める。

(資本政策の基本方針)

第8条 当社は、財務基盤の安定化をはかり、資金調達を行う場合は間接金融を基本とする。また将来にわたる成長に向けた技術開発や人材教育等の先行投資、財務基盤の安定および株主還元を適切にバランスさせた資本政策を実施する。

(株主の権利の保護)

第9条 当社は、株主の権利に影響を及ぼす政策を実施する場合には、株主の権利を保護する観点から、取締役会および監査役はその必要性・

合理性を十全に検討し、適正な手続きを確保しつつ、株主に十分な説明を行う。

② 公開買い付けに付された場合、取締役会としての考え方を株主に説明を行う。

③ 関連当事者間取引を行う場合、会社や株主共同の利益を害することのないよう、取締役会は適切な手続きを定める。

(政策保有株式および議決権行使に関する基本方針)

第10条 当社は、長期にわたる円滑な取引関係の維持・強化等を通じて、当社の中長期的な企業価値を向上させることを目的に、上場会社の株式を保有する。この政策保有株式について、取締役会で毎年定期的に保有の目的および経済合理性について検証する。この検証結果を総合的に勘案して売却を検討する。

② 政策保有株式の議決権を行使する際は、議案ごとに精査し決定する。

第3章 株主以外のステークホルダーの利益の考慮

(倫理基準)

第11条 当社グループ役員・従業員は、「三機工業グループ コンプライアンス宣言」、「三機工業グループ 行動規範・行動指針」および「三機工業グループ 行動基準」等の行動準則を遵守し、常に倫理的に行動する。

② 当社は、事業活動において倫理的な判断や行動を自律的に行うことができる組織風土が醸成されているか等、行動準則の実効性について定期的に取締役会で検証する。

(ステークホルダーとの関係)

第12条 当社グループ役員・従業員は、ステークホルダーとの協働において、常にステークホルダーの利益を考慮する。

② 当社グループの違法または非倫理的な行為を察知し、これを関係先(当社内部通報窓口を含む)に通報したステークホルダーに対し、当社グループは一切の不利益な取り扱いをしない。

(サステナビリティ)

第13条 当社グループは、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ(持続可能性)を巡る課題について適切に対応するとともに、取締役会は積極的・能動的に取り組むよう検討する。

(ダイバーシティ)

第14条 当社グループは、社内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することが持続的な成長を確保する上で強みとなり得るとの認識に立ち、ダイバーシティ(多様性確保)を推進する。

(内部通報)

第15条 当社は、内部通報窓口を社内・社外に設置し、情報提供者の秘匿と不利益な取り扱いの禁止等、内部通報に係る適切な体制の整備に努めるとともに、取締役会はその運用状況を監督する。

(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

第16条 当社は、企業年金資産について適切な管理体制を構築し、企業年金のアセットオーナーとしての機能を十分発揮するよう努める。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

(情報開示に関する基本方針)

第17条 当社は、会社法等の法令および適用ある金融商品取引所規則に従い、当社グループの情報を適時適切に開示する。

第5章 取締役会等の責務

(取締役および取締役会の役割)

第18条 取締役および取締役会は、株主の負託を受け、効率的かつ実効的なコーポレートガバナンスを実現し、会社の重要な意思決定を行うとともに職務の執行に対する監督を行うことにより、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の実現に努める。

② 取締役および取締役会は、内部統制システムの構築、リスク管理体制の整備および適時適切な情報開示に努める。

③ 取締役会は、最高経営責任者の後継者選定に関し随時状況の監督を行う。

④ 取締役会は、利益相反取引に関する手続きを定め、取引の審議・承認を行う。

(取締役会の構成方針)

第19条 取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成し、その人数は、定款に定める範囲内で機能が最も効果的かつ効率的に発揮される適切な人数とし、定期的に構成等を見直す機会を設ける。なお、監査役は取締役会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(取締役候補者指名方針)

第20条 取締役会は、豊富な実務経験と知識、高い識見と倫理観を有し、第18条の取締役および取締役会の役割を果たすことが見込まれる人物を取締役候補者として指名する。

② 社外取締役候補者については、前項に加え、独立・客観的な立場からの助言が期待できる人物を指名する。

③ 取締役の解任提案にあたっては、健康上の理由から職務の継続が困難になった場合、および任務を怠ったことにより企業価値を毀損させた場合、人事報酬諮問委員会の検討を経て取締役会が審議する。

(監査役の役割)

第21条 監査役は、取締役会と協働して監督機能の一翼を担い、株主の負託を受けた独任制の機関として、取締役の職務の執行を監査することにより、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現し、社会的信頼に応える良質なコーポレートガバナンス体制の確立に努める。

(監査役候補者指名方針)

第22条 取締役会は、事前に監査役会の同意を得たうえで、高い識見と倫理観を有し、前条の監査役の役割を果たすことが見込まれる人物を監査役候補者として指名する。

② 社外監査役候補者については、前項に加え、独立・客観的な立場からの助言が期待できる人物を指名する。

③ 監査役のうち1名は財務・会計に関する適切な知見を有する者を候補者として指名するよう努める。

(個々の指名理由の開示)

第23条 当社は、取締役および監査役候補者の指名理由を開示する。

(人事報酬諮問委員会)

第24条 当社は、取締役候補者の指名および報酬体系・水準等を審議するため、任意の委員会として取締役会のもとに社外取締役を委員長とし、かつ委員の過半数が社外取締役である人事報酬諮問委員会を設置する。

②上記委員は、取締役会が指名する。

(指名手続き)

第25条 当社は、取締役候補者の指名にあたっては、人事報酬諮問委員会の審議を経て、人事報酬諮問委員会が取締役会に審議の結果を上げ、監査役候補者の指名にあたっては、事前に監査役会の同意を得たうえ、取締役会は株主総会議案として決定する。

(社外役員の役割)

第26条 社外役員は、株主の共同の利益の観点から当社の経営の成果を検証・評価する重要な役割を果たすため、当社経営のために十分な時間を確保する。

② 他会社等の役員を兼務する場合は、兼務状況を開示する。

③ 社外役員の独立性基準については別紙のとおりとする。

(社外役員による会合)

第27条 当社は、社外役員を構成員とする社外役員連絡会を定期的に開催し、必要な情報の交換と認識の共有をはかり、自由な意見交換を行う。

(取締役会の運営)

第28条 当社は、取締役会において、自由で建設的な気風の醸成に努めるとともに、円滑な運営のため以下の実施に努める。

1. 年間スケジュール、予想審議事項を決定する。
2. 会日に十分に先立って取締役会資料を配付する。
3. 審議項目数、開催頻度を適切に設定する。
4. 審議時間を確保する。
5. 取締役会資料以外の十分な情報提供を行う。

(取締役会の評価)

第29条 取締役会は、年1回、議案審議プロセスの検証や改善点の抽出を自ら行う機会を設け、取締役会全体の実効性の分析・評価を行い、今後の取締役会の運営等の改善に活用する。なお、評価結果の概要を開示する。

(取締役および監査役のトレーニング)

第30条 当社は、取締役および監査役を対象に、就任時においては当社の歴史、業績、将来の事業構想および法律・財務・会計等の情報提供を行う。

② 当社は、取締役および監査役の就任後、経営の監督・監査に関するトレーニングの機会および知識入手の機会を定期的に提供するように努める。

(取締役および監査役の報酬)

第31条 当社は、取締役および監査役の報酬について、株主総会で決議された限度額の範囲内で、固定報酬、賞与およびストックオプションの3要素により、株主の長期的利益に連動し、企業価値最大化への意欲を高めるものとなるよう、取締役・監査役別に、毎年、以下の各要素のバランスを考慮して決定する。

- | | |
|---------------|--------------------|
| 1. 固定報酬 | 役位・担当範囲別 |
| 2. 賞与 | 期間業績連動部分 |
| 3. スtockオプション | 長期インセンティブとして役位別に付与 |
- ② 取締役・監査役別の各要素の内容と手続きは以下による。

	固定報酬	賞与	ストックオプション	手続き
常勤取締役	○	○	○業務執行取締役のみ	人事報酬諮問委員会の審議を経て取締役会で決定
社外取締役	○	—	—	人事報酬諮問委員会の審議を経て取締役会で決定
常勤監査役	○	○	—	監査役の協議により決定
社外監査役	○	—	—	監査役の協議により決定

(注)「○」は要素あり、「—」は要素なしを示す。

第6章 株主との対話

(株主との対話に関する基本方針)

第32条 取締役会は、株主との対話にあたり、株主構造の把握、合理的な範囲での面談対応および建設的な対話の体制整備に努める。

付 則

本ガイドラインは2018年12月1日より実施する。

(別紙)

社外役員の独立性基準

当社において、社外取締役または社外監査役が独立性を有すると判断するためには、株主総会に提出する選任議案を決定する時点において、以下の各号のいずれにも該当しないことを要する。

1. 当社を主要な取引先(注1)とする者またはその者が法人等(注2)である場合にはその業務執行者(注3)
2. 当社の主要な取引先(注1)、主要な借入先(注4)またはその者が法人等(注

- 2) である場合はその業務執行者 (注3)
3. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産 (注5) を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家
4. 最近 (注6) において上記1号～上記3号のいずれかに該当していた者
5. 次の (イ) ～ (ニ) までのいずれかに該当する者の二親等以内の親族 (ただし、離婚、離縁等などによって親族関係が解消されている者を除く)
- (イ) 上記1号～上記4号までに掲げる者
- (ロ) 当社の子会社の業務執行者 (注3)
- (ハ) 当社の子会社の非業務執行取締役 (社外監査役を独立役員に指定する場合)
- (ニ) 最近 (注6) において上記 (ロ)、(ハ) または当社の業務執行者 (注3) に該当していた者
6. 最近 (注6) において、当社の主要株主のうち、保有割合が3年以上連続して 10%以上の株主またはその者が法人等 (注2) である場合にはその業務執行者 (注3)

(注1) 「主要な取引先」とは、原則として当社の年間連結売上高の3%以上を3年以上連続している場合をいう

(注2) 「法人等」とは、法人および組合等法人以外の団体をいう

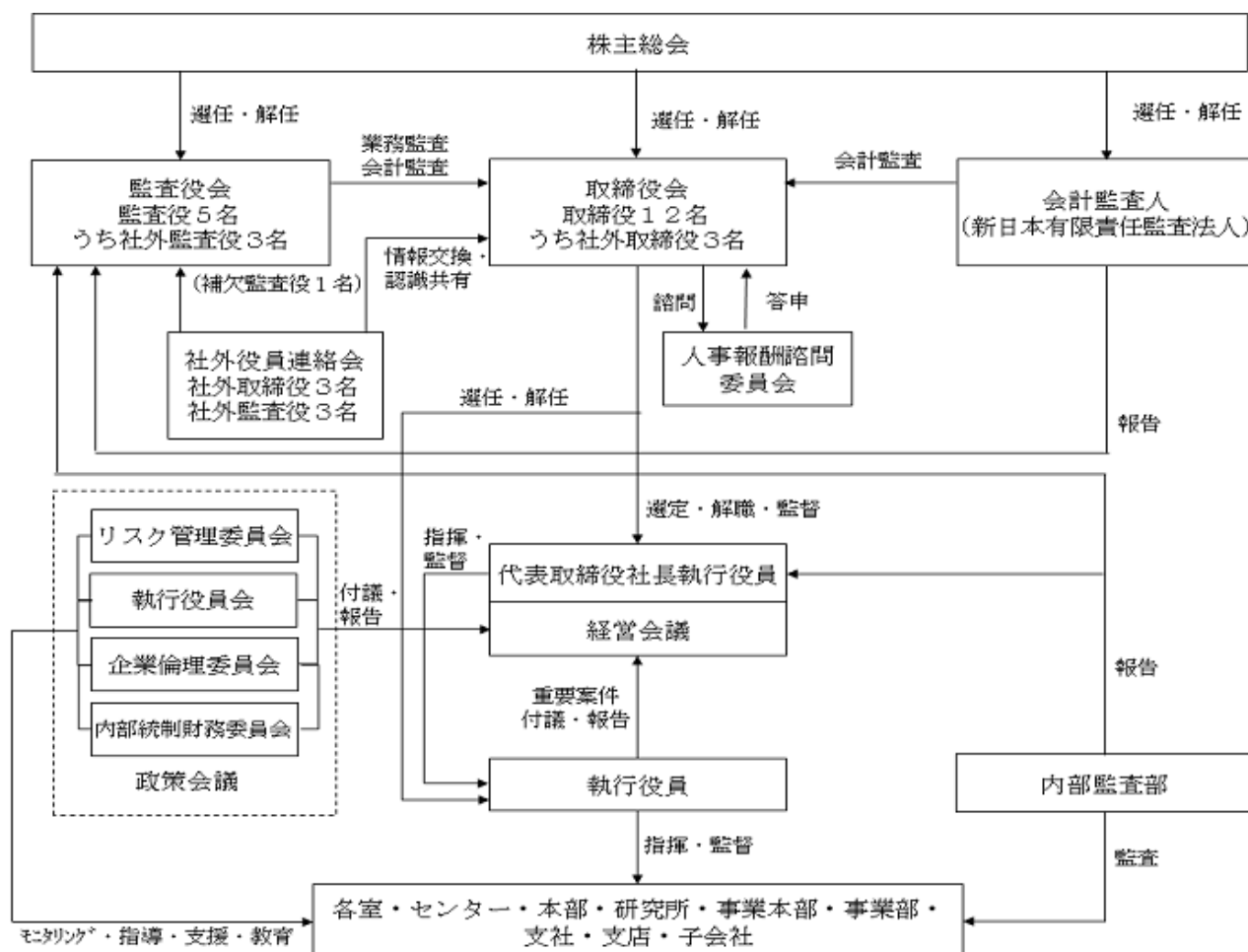
(注3) 「業務執行者」とは、業務執行取締役および従業員のうち部門長 (本部長、事業部長、支店長) クラスの管理職ならびにこれと同等程度に重要な地位にある者をいう

(注4) 「主要な借入先」とは、原則として各事業年度末時点における借入残高が同時点における当社の連結総資産の2%以上である状態が3年以上連続している場合をいう

(注5) 「多額の金銭その他の財産」とは、金額に換算して年間1千万円以上をいう

(注6) 「最近」とは、株主総会に提出する選任議案を決定する時点から起算して5年前までをいう

以上



<適時開示体制 模式図>

